

令和元年9月26日

宗像市議会  
議長 花田 鷹人 様

総務常任委員会  
委員長 森田 卓也

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

### 第48号議案 宗像市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるため、条例を制定するものである。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 令和2年4月1日からの法施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定め、処遇改善を図るものである。
- 2 会計年度任用職員は全てパートタイムとし、行政職給料表を適用する。また、通勤手当相当額を費用弁償として支給し、会計年度任用職員2級には、一般職の職員に準じて期末手当を支給する。なお、地域おこし協力隊は、特別職の非常勤職員から会計年度任用職員2級となる。
- 3 新制度移行に伴い人件費は増加するが、職務内容の適正化、時間外勤務の見直し、AIやRPA等の導入による業務の効率化などにより経費圧縮に努め、必要な人員の確保は今後も継続していく。

#### 【意見】

(賛成意見)

- ・会計年度任用職員制度の導入については、働きがいや働く意欲につながるとの声を聞く。人件費の増加抑制を理由とした人員の削減等が行われないよう、また、定められた勤務時間に適した業務配分、勤務体制等の配慮がなされることを要望する。
- ・非正規職員の労働条件改善を評価する。本市は非正規職員の割合が高く、また、保健師や介護支援専門員等の資格を有する職員が担う業務は、補佐的な仕事と難しいことから、正規職員を増やすべきであると考え。職務に応じた待遇が確保される職場を目指してほしい。

#### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

## **第 49 号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について**

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係条例の一部を改正するものである。

### **【審査内容】**

明らかになった主な事項は次のとおり。

法施行に伴い、整備が必要となる 11 の条例について改正を行う。改正の主な内容は、会計年度任用職員に適用される基準を新たに規定するもの、非常勤職員に関する規定を会計年度任用職員の規定に置き換えるもの、文言の整理等である。

### **【意見】**

(賛成意見)

- ・保健師、図書司書、栄養士等の資格を有する非正規職員は女性の割合が高く、休職や育児休業のあり方については、正規職員と同等の労働条件が整備されるよう国への働きかけを要望する。

### **【審査結果】**

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

## **第 50 号議案 宗像市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例について**

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものである。

### **【審査内容】**

明らかになった主な事項は次のとおり。

法施行に伴い、関係各法において、欠格条項から「成年被後見人又は被保佐人」を規定する条文を削る等の改正が行われたことに伴い、関係条例において当該規定を引用する条文等の整理を行う。

### **【審査結果】**

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

## **第 51 号議案 宗像市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について**

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたこと及び宗像市消防団員の費用弁償の対象となる職務を追加することに伴い、条例の一部を改正するものである。

### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 法施行に伴い、欠格条項から「成年被後見人又は被保佐人」を削除する。
- 2 消防団員の費用弁償の支給について、高齢等の行方不明者捜索への出動回数が増加傾向にあることから、支給の対象となる職務の種類に「行方不明者の捜索に出動するとき」を追加し、支給する金額を定める。なお、予算については出動回数の見込みを立てず、必要に応じて補正する。

### 【意見】

(賛成意見)

- ・市民の生命と財産を守る消防団の活動に敬意を表する。団員のなり手不足や待遇改善に向け、引き続き検討を要望する。

### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

## 第 52 号議案 宗像市印鑑条例の一部を改正する条例について

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が施行されること等に伴い、条例の一部を改正するものである。

### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

女性活躍推進の観点から、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載を可能とする法令施行等に伴い、印鑑登録の証明事項に氏名及び旧氏を併記するなど、旧氏による印鑑登録を可能とする等の改正を行う。

### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

## 第 53 号議案 宗像市森林環境譲与税基金条例の制定について

森林の整備及びその促進を図るため、宗像市森林環境譲与税基金を設置することに伴い、基金の管理等について必要な事項を定めるため、条例を制定するものである。

### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、今年度から市町村及び都道府県に対し森林環境譲与税が譲与されることから、これを原資とした基金を設置し、法の目的に則した活用と適正な管理を行う。
- 2 森林環境譲与税の用途については、森林経営管理制度の円滑な運用に向けた事前調査や公共施設の木材利用等を予定している。

3 令和元年度に譲与される額は632万5千円であり、これを9月の一般会計補正予算に新規計上する。今年度は全額を基金に積み立て、次年度以降は対象事業に優先して充当する。

#### 【意見】

(賛成意見)

- ・森林環境譲与税の活用に関しては、経営管理権集積計画等に基づいた森林の管理が推進されることを期待する。また、木材の利用については、城山中学校の建てかえの折など、木材が持つ特性等を生かした活用の検討がなされるよう要望する。
- ・森林環境税は、その使途に問題はないが、課税の仕方については、東日本大震災復興税の看板の掛けかえであり、また、逆進性の高い税であることを指摘する。基金については、森林保全のため有効に活用し、林業が生業として成り立つような事業や手だての検討を要望する。

#### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

### 第54号議案 宗像市立大島へき地保育所条例の一部を改正する条例について

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律及び子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令の施行により認可保育所等で対象児童の保育料が無償化されることに合わせて、大島へき地保育所においても他の保育所と同様に保育料を無償化するに当たり、条例の一部を改正するものである。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

幼児教育・保育の無償化に合わせ、大島へき地保育所の保育料について、他の保育所と同様に無償とする基準を定める。無償とする対象は、3歳から小学校就学前までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもとする。なお、当該保育所は弁当持参であるため、食事の提供については規定しない。

#### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

### 第55号議案 宗像市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等が施行されるに伴い、条例の一部を改正するものである。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 法令等施行に伴い、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を整備する。また、

特定教育・保育施設は、食事の提供に要する費用として、3歳以上の教育・保育給付認定子どもについて、主食費に加え、新たに副食費の支払いを受けることができるよう規定する。

- 2 次年度以降は、幼児教育・保育の無償化に要する経費の4分の1を市が負担することとなる。財源の確保については、これまで市独自で行ってきた保育料の軽減等の施策を含め、総合的に判断する。

### 【意見】

(賛成意見)

- ・幼児教育・保育の無償化は、子育て世代の切実な要望に応えるものと評価する。次年度以降の経費負担については、市独自に実施してきた軽減策の財源を使わざるを得ない状況であり、県、国に対し制度見直しの検討を要望してほしい。給食費の利用者負担は、児童手当による充当などが行われることがないよう、また、施設の事務負担に対しては支援策の検討を要望する。

### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。